

令和5年第6回理事会議事録

令和6年3月21日

公益社団法人 岡山県獣医師会

(公社)岡山県獣医師会令和5年度第6回理事会議事録

1. 日時及び場所 令和6年3月21日(木)13:30~14:58
岡山コンベンションセンター406会議室 岡山市北区駅元町14番1号

2. 出席者

会長 中村金一 副会長 中塚陽二郎 甲斐みちの 梶原則夫 常務 加藤信介
理事 上原淳宏 滝本良幸 三宅龍二 松川拓哉 平田祐介 日下知加久
西 克彦(欠席) 江草佳彦(欠席)
監事 西村一道 木尾勝昭 丸山 光
オブザーバー 田原鈴子
その他出席 澤田真由美

3. 開会及び挨拶

加藤常務理事(以下常務)が第6回理事会の開会を告げ、中村会長(以下会長)が冒頭、理事会への出席の労をねぎらい挨拶とした。

4. 出席理事の報告

常務が、理事13人中11人、監事3人中3人が出席、理事会は成立するとした。

5. 議 事

常務が、議事に際し、議長は定款第34条により会長がこれにあたる、定款第36条及び理事会運営規則第12条により、出席した監事及び会長が議事録に署名するとなっている旨説明し、議事に入る。

議長が、順次次第にそって報告事項の説明を簡潔に行うよう事務局に求め、常務が説明した。

【報告事項】

(1) 会長理事、常務理事の業務執行状況及び前回理事会議事録の確認について

会長(代表理事)、常務(業務執行理事)が、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法」第91条第2項に基づき、前回理事会以降の業務執行状況等をそれぞれ説明し、畜産振興や動物の愛護及び管理に関する法、狂犬病予防法の円滑な推進に係る業務を遂行したとし、期間中、役職員の報告すべき賞罰はなかったと報告した。

また、前回理事会議事録の発言内容は、資料のとおりであり、修正が無いようならホームページの会員専用ページに掲載するとし、併せて本日の理事会議事録については令和6年度事業計画等とともに3月末までに県へ提出することが求められているので、執行部及び監事が確認し提出するとした。

議長が、修正点がないことを確認し、報告事項(2)令和5年度正会員会費納入状況及び(3)令和5年度狂犬病予防注射実施頭数について続けて説明するよう事務局に指示し、常務が理事会資料により説明した。

議長が報告事項について、質問等を求めたが特になく、決議事項の説明を求めた。

【決議事項】

(1) 新規入会者の諾否決定について

入会申し込みのあった1名を、議長が会場に諮り、異議無く入会が承認された。

(2) 特定資産の積立について

常務が、次のとおり説明した。

特定資産の積立ては、各特定資産取扱規程に理事会の決議を受けた金額を積み立てるとなっていることから、決議事項の議案として提案するとともに、判断に必要な資料として、令和5年度決算見込みを、正味増減計算書及び貸借対照表にまとめた。

決算見込みの正味増減計算書の当期経常増減額は3,235千円となり、流動資産の現金預金に計上しており、13,928千円となる見込みで、通常年ベースで会費収入の無い第1－四半期の運営資金として、おおむね10,000千円保有していれば運営可能と判断されることから、本年度は3,000千円程度の積立が可能な状態となっている。

ただし、後ほど判断していただく訴訟・調停案件や物価の高騰も見込まれることから、どの特定資産にいくら積立てるか決議していただきたい。

事務局案としては、100万円を保有し200万円程度を会館建設積立資産に積立ててはと考えている。

【質疑応答】

中塚副会長；流動資産で保有する場合と特定資産に積立てるちがいはどうか。

常 務；特定資産に積立てると、それぞれ用途が定められており取り崩す場合は他の目的に使用できなくなる。預貯金で残すと、裁判費用などにも使用できる。裁判は起こした方が負担することとなり、どのくらい裁判費用に必要なかは判らない。

会 長；裁判し、結審した後に残額から積立てるようにしてはとも考えるが。

田原参事；公益法人の利益は、経常利益は残してはいけないことになっているが、適切であるか。

常 務；三原則は、満たしている。

以上の議論の後、議長がこのまま（預貯金として）残し、裁判が結審した後理事会に諮り積立てることで承認された。

議長が、次の決議事項を説明するよう事務局に指示した。

(3) 令和6年度事業計画及び収支予算書（案）について

常務が、昨年と異なる部分を中心に次のとおり説明した。

令和6年度事業計画については、公益目的事業Ⅰの（１）動物の適正な飼育管理及び保護活動事業では、４）学校飼育動物サポート事業で、メール等での飼育相談を入れていたが、新型コロナウイルス感染症の発生以前と同様、サポート指導員の派遣で対応するとしている。派遣は、１校・園あたり年２回を限度とした。県下の校・園を対象とした火葬処理支援はこれまで同様実施する。県下の校・園の教職員、サポート指導員、一般市民を対象としての研修会の開催は、記載のとおり開催することとしている、モルモット飼育モデル事業は、令和5年度から実施しており、令和6年度も希望する２校・園を対象として実施する。（２）公衆衛生の向上に関する事業は変更なし。公益目的事業Ⅱの学術普及向上事業では、前半予定している学会・講習会は、既に会場を予約し記載している。

その他事業としてここ３年間、岡山県獣医師会館を整備し、照明のＬＥＤ化が完了したので後半の会議等は、岡山県獣医師会館で開催してゆきたい。

令和6年度収支予算書「損益ベース」(案)は、大きな動きとしては日本獣医師会費を昨年度までは正会員会費に含んでいたが預かり金としたこと、人件費として職員の賃上げを計画した。一般正味財産増減の部(1)経常増減の部の経常収益は昨年度より2,739千円減の32,212千円、(2)経常費用の事業費は554千円減の24,011千円、管理費は2,174千円減の8,093千円で経常費用計は32,104千円、当期経常増減額は107千円となった。事業ごとの内訳表は、理事会資料に示すとおり。

【質疑応答】

中塚副会長；前期と後期の主な事業計画を経時的に示されたい。

常務；理事会資料の最後に、(1)今後の行事予定として半年先の予定を示している。

瀧本理事；倉敷支部の事業計画で、動物愛護事業で予算を少し多くつけていただきたいとの意見が出た。今、160千円だが長寿犬表彰の頭数が増えており、物価上昇などもあり、他の支部も同様であり、令和6年度は見直して例えば200千円とするなどお願いしたい。

常務；物価上昇もあり、令和6年度の事業実施に際し提出いただいた計画に照らし、配分を見直してはと考えている。

三宅理事；井笠支部は、フェスティバルは実施していないが、何をするか決まっているのか。

常務；特に定められたものは無く、補助している岡山県動物愛護財団の指摘も無い。

中塚副参事；予算は、千円単位にしては。

常務；平成16年度の法人会計の改正により、キャッシュフロー経営に変わっていて、県など自治体の予算とは異なり事業ごとの実績に応じ積み上げ、また決められた金額の支出については事業ごと、さらに事業費と管理費に決められた割合で配分すると、円単位となるので、ご理解いただきたい。

議長が、他に質問のないことを確認し、会場に諮り特に異議なく承認された。

議長が、決議事項(4)及び(5)の説明を事務局に指示した。

(4) 委員会の設置について

常務が、理事会資料5ページ前回理事会議事録に記載したとおり、その他の中で中村会長から岡山県獣医師会財務体質改善委員会と犬猫殺処分ゼロ推進事業に関する委員会の設置について提案があったので、資料としてまとめた。

財務体質改善検討委員会は、本日追加配布したような規程をつくり平成29年度に樋口副会長及び中村理事に事務局を加え検討した。その時の規程は、配布したとおり。

次に、当会は動物愛護管理法に関連した事業を行っているので、仮称のような委員会としてはと考え記載しているが、趣旨としては動物行政の課題を検討し、当会の事業も含め検討していただき将来にわたり動物愛護行政が円滑に行われるようにするとの趣旨と考えた。

まず、委員会の設置について決議し、次に担当理事を決議する。ただし、現在事務局では本年度から事務量やイベント・会議による休日出勤も増加しており、担当理事が中心となり取りまとめも含め責任をもって行っていただくようお願いするとした。

(5) ケタミン保管庫の覚書について

理事会資料26ページを読み上げ説明し、本件については訴訟・調停をやると決議した場合も、担当理事を定め実施するようお願いする。

会長が、財務体質改善委員会は改めて設置決議する必要は無いが、動物愛護推進委員会の設置について会場に諮り決議された。

担当理事については、動物愛護推進委員会は梶原副会長、財務体質改善委員会は中塚副会長を委員長として承認され、会長の意見として、財務体質改善委員について小動物は藤岡倉敷支部長に経営者としての観点から委員になって頂きたいと話し、内諾頂いているとし、産業動物部会・公衆衛生部会・農業共済部会からそれぞれ委員として1名推薦していただきたいとした。

中塚副会長が、出席していただいた委員への費用弁償及び(事務局への)推薦期限を確認し、費用弁償は常務が旅費規程に基づき支出するとし、推薦期限は各部会から理事が出席しており、次回理事会を踏まえ4月末までにすることとなった。また、梶原副会長が、動物愛護推進委員会については規程(案)を作成し、財務体質改善委員会と同様4月末を期限に委員の推薦を行うことを確認した。日程調整などの事務は担当理事が行い、事務局は、獣医師会館で開催することとなるので、常務、必要なら会長が出席することとなった。

次に、ケタミン保管庫の件については、会長から更新の期限が迫っており、このまま覚書を継続するのか法に基づいて争うかの判断が必要であるとした。

中塚副会長が、森川弁護士としてはこのままではいけないとの意見であると確認し、会長は調停(話し合い)が無理なようなら裁判もやむなしとし、弁護士に判断をゆだねてはとした。

瀧本理事が判断する期限について確認し、常務が3月末までと回答した。

また、三宅理事から賃料を上げてゆく案が出されたが、常務が相手の主張を認めることになるとの弁護士の意見を説明した。

瀧本理事から、10年の覚書の期間なので、相当な負の遺産となるので、早急に判断する必要性があるとした。

期限が迫っているので、会長及び常務が森川弁護士に直接相談することとなった。方針としては、弁護士同士で話をし、我々の主張を弁護士に伝え判断をゆだねることです承された。

- (5) 令和6年度狂犬病予防事業功労者表彰候補者について
表彰候補者の推薦については、特に異議なく承認された。

議長が協議事項の説明を行うように常務に指示した。

【協議事項】

- (1) 令和5年度修繕費に係る岡山市事業用スマートエネルギー導入促進事業の実施について
常務が、岡山県獣医師会館のLED照明交換工事の実施、岡山市の補助事業に取り組んだとの報告とあわせ、補助要件の岡山市グリーンカンパニーへの参加をしており、資料に記載したような環境対策に配慮した日常業務の管理や省エネ設備への転換を実施しているので協力されたいとした。

日下理事から、工事の業者選定について確認され、常務が業者の説明として社長1人の会社で、工事の種類により傘下の職人を派遣する方式であり、工事の規模にもよるが岡山市内では工事費が最も安いと言われている業者と説明した。会長が補足説明で会館拡張工事を落札し請

負った業者であり、会館の電気配線にも詳しいとした。

三宅理事から工事保証について確認があり、常務が（請負額が少額であり）何かあった時は、業者が（業者の工事保険で）負担するとした。

議長が、その他の事項についての説明を指示した。

【その他】

（１）今後の行事予定

常務が、理事会資料の予定表の内、前回理事会以降に変更のあった事項と新たに記載した10月の予定を読み上げ説明した。

（２）その他

１）甲斐副会長から、女性獣医師の集まりで出た、獣医師会への意見について報告された。

① 他県から岡山県に入会する際、「いちげんさん」はダメと入会を断られた。

② 支部間異動がわかりにくい

２）日下理事から、入会時に反社チェックの項目を入会申込書に加えてはとの意見があった。

議長が、会場から他の意見等の無いことを確認し、最後に中塚副会長の閉会挨拶をお願いするとし、中塚副会長から、本日は多くの議案があり審議いただきお礼申し上げるとの挨拶で、15時15分閉会した。

上記議事の経過及び議決事項を記録するため本議事録を作成し、会長理事及び出席監事が署名押印する。

令和6年3月21日

会長理事 中 村 金



監 事 西 村 一 道



監 事 木 尾 勝 昭



監 事 丸 山 光

